

薬局実務実習に対する基本的な考え方（施設要件等）

1. 薬局実習について

一薬局、一施設で責任を持って行うことを目標とし、一薬局完結型を基本とする。

ただし、下記の「5. 受入薬局の連携体制の整備について」、「6. 地域が主体となった受入体制について」にあるように、薬局間で連携体制を構築できるものとする。

2. 受入薬局について

受入薬局は、以下の体制を備えた薬局であること。

- ① 関係法令を遵守し、適切に業務を実施していること。
- ② 「臨床における実務実習に関するガイドライン（以下「実習ガイドライン」という。）」が求める地域保健、医療、福祉等に関する業務を積極的に行っていること。地域住民の健康相談に対応するに十分な一般用医薬品販売等に係る実習体制を有していること。また、「健康サポート薬局」、「地域連携薬局」の基準と同等の体制を有していることが望ましい。
- ③ 実習ガイドラインに提示された「標準的な実習内容（例示）」を参考に、実習内容を大学と連携・協議する体制を備えていること。
- ④ 薬学教育協議会が認定する認定実務実習指導薬剤師（以下「認定指導薬剤師」という。）が常勤していること。複数の薬剤師が勤務する場合、実習ガイドラインが求めるように、責任薬剤師の管理下で、認定指導薬剤師を中心として、勤務する薬剤師が全体として実習をサポートする体制を確保していること。
- ⑤ 薬剤師賠償責任保険に加入していること。

3. 受入学生について

- ① 学生が所属する大学薬学部が、6年制薬学教育に対する第三者評価（薬学教育評価機構による評価）を受審し、教育の質が担保されていること。なお、受審前の新設大学薬学部については、薬学教育評価機構の評価基準に基づく自己点検・評価により確認されていること。
- ② 学生が薬学共用試験に合格していること。
- ③ 学生が健康診断等を受診して円滑な実習が行えることが確認されていること。
 - ・ 健康診断を受診していること
 - ・ 必要な*抗体検査を実施していること
 - ・ 必要な*予防接種を受けていること
- ④ 学生が傷害保険と損害賠償保険に加入していること。
 - * 「必要な」検査、予防接種については、別に規定する。

4. 受入学生数について

実習期ごとの受入学生数は、1薬局2名までを基本とする。

ただし、受入学生数は、地域の実情を考慮した上で、改訂モデル・コア・カリキュラムに対応した実習が適正に行われることが保証される数とし、受入薬局における構造設備の状況や実習指導体制などを考慮し、当該地区調整機構の判断のもと適切に設定できるものとする。

5. 受入薬局の連携体制の整備について

実習生が幅広い薬剤師業務について繰り返し体験し、コミュニケーション能力や問題解決能力を培う実習体制を確保するために、責任薬剤師や認定指導薬剤師が必要性を認めた場合、同一地域の薬剤師会の範囲及び規定において連携体制を構築することができる。

なお、連携する場合は以下①～③を満たすこと。

- ① 当該地域の薬剤師会の主導で構築された連携体制の範囲での連携とすること。
- ② 連携する薬局（以下「連携薬局」という。）での指導は、連携薬局の薬剤師が行い、当該薬剤師は受入薬局の認定指導薬剤師に対し、実習の進捗状況を報告すること。
- ③ 連携薬局における実習は、受入薬局の認定指導薬剤師の責任の元行うこと。

また、連携薬局に協力依頼できる実習内容は以下に関するものが考えられる。

- ・ 薬局製剤に関するもの
 - ・ 無菌調剤に関するもの
 - ・ 学校薬剤師業務に関するもの
- など

6. 地域が主体となった受入体制の整備について

地域活動を体験する実習については、当該地域が主体となって実習体制を整備する。当該地域が主体となって行う実習内容は、概ね以下に示す項目が考えられる。

- ・ 救急医療（休日・夜間における医薬品供給等）に対応した活動に関するもの
 - ・ 災害時における医療救護活動に関するもの
 - ・ 薬と健康の週間等地域の保健・医療に関する事業や活動に関するもの
 - ・ 麻薬、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物乱用防止活動に関するもの
- など

7. 学生の評価について

学生の評価は、受入薬局と大学との連携の下に、責任薬剤師あるいは認定指導薬剤師が、基本的に実習ガイドラインを基に行う。なお、受入薬局における評価は薬学教育課程における実務実習の評価に適切に反映されること。

実習中は、学生の自己評価ならびに指導者による定期的・継続的な形成的評価が学生

の成長を促すことに留意すること。

8. 本考え方の見直しについて

本考え方については、必要に応じて見直すこととする。

以上

別紙【調整機構にて本要件の公開時に附記する「検討経緯記録」】

薬局実務実習に対する基本的な考え方（施設要件等）を検討する過程で以下の様な意見が出されたことを附記する。

2. 受入薬局について

※「① 関係法令を遵守し、適切に業務を実施していること。」については、薬局が行政処分等を受けた場合などは、受入薬局から除外するなどの具体的な対応を調整機構等で協議すること。

※ 特定の保険医療機関と不動産の賃貸借関係にある薬局（いわゆる敷地内薬局）で実習を行う際は、薬剤師教育に適した環境であるかどうかには留意する必要がある。